

## 【別紙】

一般社団法人 日本ボクシング連盟 令和2年度 第10回理事会別添資料  
2021.2.6(土) 19:00~21:00

会長挨拶：議題が多く大変ですがよろしくお願ひいたします。

### 1 議事の経過の要領及び議案審議の結果

#### 1) 報告事項

1. 緊急事態宣言下で開催された大会の結果について(資料なし)  
(質疑なし)
2. AIBAの委員会活動への推薦(資料2)  
(質疑なし)
3. 女子普及委員会からの提案(資料3)  
(質疑なし)
4. 定款の一部訂正：余剰金の扱いについて(資料4)  
(質疑なし)
5. 徳島県からの要望書について(資料5)

赤澤氏：申込期限を3月8日または15日まで延長することで代表選考を行うことはできないか？各ブロックで検討をお願いしたい。開催可否決定の猶予を3月1日までお願いしたい。

仲間専務理事：東海ブロックは大会中止なのか棄権なのか？

内田会長：2月3日に東海ブロックからは辞退の連絡が来ている。

篠原理事：なぜ3ブロックなのか？半数でいいのではないのか？総会に諮る必要はないのか？

仲間専務理事：この件は理事会の決議事項で、多数決で決定しているのでご理解願ひたい。

申込み締め切りが変更したので各ブロックで変更の余地があるか確認してもらおう。

内田会長：各ブロックに持ち帰って3日程度以内に連絡をもらいたい。

#### 6. その他

特になし

#### 2) 決議事項

7. 令和3年度事業計画ならびに予算案について(資料7)

仲間専務理事：事業計画と予算案は一括の審議でよいのか。

岩井監事：特に問題はなく一議案でよい。

坂巻議長：この提案に反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

8. オンライン登録システムについて(資料8)

及川次長：システムを利用し、団体ごとに都道府県への登録を行う。都道府県事務局が承認をしたのち、日連が登録手続きを行う。各都道府県独自の登録料等も反映されている。4月5月は毎月、それ以外は2~3か月に毎に日連から返金を行う。

選手手帳の様式は統一の予定。決済方法はクレジットカード、コンビニ払い、銀行振り込みの三種類から選べる。登録状況はシステムから閲覧可能。会員証はシステムからダウンロードする。次年度は移行期間として従来の方法も並行して行う。

豊田事務局長：この方法により都道府県連盟も日連も事務作業が大幅に縮小される。

篠原理事：日連からの還付金について説明してほしい。

豊田事務局長：各都道府県連盟の会費もシステムの中に取り入れ一括徴収したのちに各都道府県連盟に還付する。

篠原理事：都道府県によって会費が違ってもいいのか？

豊田事務局長：問題ありません。差額を還付します。

安川理事：今後は審判やセカンドの登録も同様になると考えてよいのか？

豊田事務局長：基本的なデータベースとしてバージョンアップをしていきたい。

坂巻議長：この提案に反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

#### 9. 令和3年度コーチ設置事業について（資料9）

仲間専務理事：7名の推薦をJOCに提出したい。

吉沼理事：強化委員会とのすり合わせはできているのか？

小山田理事：特に打診はない。

仲間専務理事：これはコーチ業に特化した事業ではないので、ここで提案したい。

豊田事務局長：この予算はJOCに承認されなければ、強化費を充てることになるので連盟として推薦するものである。

佐藤義理事：トレーナーBの寺中氏が新規で入っているが昨年の経費はどうだったのか？

豊田事務局長：今年度の実績は1日5万円で合計100万円ほどの支出となった。来年度はこれでご協力いただけるということなので推薦させてもらった。

佐藤義理事：必要な資格などはあるのか？

豊田事務局長：毎年行われるコーチアカデミーを受講することが条件となっている。

坂巻議長：この提案に反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

#### 10. 日連主催の大会における公認リングの使用について（資料10）

林田理事：競技規則の変更も含め、公認リングの規程を定めた。製造業者の保証期間を満了したリングは公認リングとしては認めない。日連主催の大会では公認リングの使用を義務とし地方大会では主催者の責任で保証契約等を行うことで使用が認められる。但し、令和6年3月31日までは経過措置とする。

坂巻議長：この提案に反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

#### 11. 競技規則改定について（資料11）

林田理事：改訂は23項目あるが、新旧対照表を見ていただきたい。重要な部分だけ説明する。

①演技競技は、各都道府県の普及の意味で実施するという事になっているので、演技競技という文言は全削除とした。

②前文については、地方大会の運営に支障があるため、緩和するように改訂した。

③第5条のバウトレビューリクエストについて、現規則ではバウトレビューがいつでもできるという認識に取られるので、「セカンドやコーチ、チーム関係者からの競技の判決への抗議は一切許されない。」と改訂した。

④第17条リングについては、先ほど決議されたとおり改定。

⑤第26条の計量については、「宿泊施設にも同じ機種の計量器を準備する。」となって

いたが、今回削除した。この案が決議されたら、全国大会に参加する選手コーチに通達し、しっかりとした周知をお願いしたい。最近のデジタル計量器は正確である。チームで持参いただき、会場の計量器との整合性（誤差）をはかっていたきたい。

⑥その他、医事ハンドブックと整合性を合わせて改定しているところがある。

吉沼理事：本質的なところでは全くないが、第2条 4 大会出場を禁止される健康状態（2）、（3）、（4）については、口髭とかアクセサリーとか髪の毛のことを記載しているが、健康状態とは範ちゅうが違う。どちらかといえば、第30条の競技者の服装の似通っているところがあるので整理した方が良いのではないかと？

林田理事：検討してみます。

大政理事：審判部から補足です。A I B Aルールが2020.10に改定されている。メディカルハンドブックの改定もあり、整合性を持たせる必要がある。A I B Aルールの中で、KO、R S Cの判定が変更となっている。R S C-H・R S C-B、KO-H・KO-Bと変更されており、そこを強打された時にドクターが判断するように変更されているが、A I B Aルールの中でその国の状況によって、本質を変えない程度であればその国に応じたルールに変更することが出来るということで、審判部で協議した結果、今回は変更しないこととした。

もう一点、第31条のキャビロンについて、成年の部ではキャビロン、ワセリンを使用して競技をしているが、A I B Aルールの改定によりキャビロン、石油系ワセリンの使用が禁止された。門田ドクターとも相談した中で、ワセリンの使用については一時的に残し、キャビロンの使用だけをやめることと審判部で協議した。

A I B Aルールでは石油系のワセリンではなく、ジェルを使用するように変更されているが、門田ドクターもそれについて調べてくれたが、日本国内では見つけられないようである。

よって、当面はワセリンの使用を禁止しない。第31条のキャビロンは削除する。

内田会長：そのジェルは、外国にはあるのか？オリンピックの時もそのジェルを使用しなければならないのか？

仲間専務理事：医薬品とかの問題になってくる。海外で医薬品とか医薬部外品として販売されていて、日本では販売できない可能性がある。例えば、洗剤でも海外で使えて、日本で使えないものがある。オリンピックで海外の選手が日本国内で調達しようとした時に出来ない可能性があるため、商品名を確認して入手可能かを調べる必要がある。オリンピックに関しては、A I B AでなくI O Cなので、使用できる代替品があるのかを含めて、タスクホースに確認しておく必要がある。

内田会長：組織委員会に、どの商品を使用するのかを前もって確認することは可能であるか？

菊池理事：可能だと思う。メールで確認できると思う。

安川理事：前文の朱書きの部分で、ルールの変更がある程度認められるということだが、世界基準において、ジュニア、ユース、エリートのカテゴリーで医学的に問題なければ試合しても良い解釈で良いか？中学3年と高校1年が試合しても良いか？

林田理事：詳細な内容については検討していない。その詳細も決めた方が良いということか？

大政理事：きちんとした文面にしてしまうと出来なくなってしまうことも出てくる。例えば、女子の強化合宿を現在しているが、高校生男子とスパーリングをしており、ベストな練習方法だと思うが、以前の決まりでは成年と少年がスパーをしてはいけないというのがあったと思うが、そこを明記する必要があるかどうかは、審判部で協議した方が良いと思う。

林田理事：都道府県、ブロックで安全性の低下がない程度で協議できるようにしている。

後藤理事：女子の髪型について、スイミングキャップだけしか使用できないことになるのか？

林田理事：その通りです。ヘアネットの場合は、競技の時にヘッドギアと一緒に外れることが多いので、スイミングキャップだけにした。

坂巻議長：この件に関して、反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

#### 競技規則改訂新旧対照表

(一社) 日本ボクシング連盟競技規則改定(案) 030206 現在

項目	改定後	改定前
前文	国内の一般社団法人日本ボクシング連盟（以下日本連盟）の管理するボクシング競技は、全て本規定を適用し、A I B Aテクニカル・コンペティションルール・R & Jレギュレーションマニュアルを準用する。国内で開催される競技会は、全てこの競技規則に従って実施しなくてはならない。ただし、ブロック大会及び都道府県大会では第2条医学的適格性に抵触せず、安全性の低下がなければ、ルールの根本を崩さない範囲での変更は認められる。また、(U J)以下の年齢の競技やマスボクシング競技等では別に規程をもうける。	国内の一般社団法人日本ボクシング連盟（以下日本連盟）の管理するボクシング競技は、全て本規定を適用し、A I B Aテクニカル・コンペティションルールを準用する。国内で開催される競技会は、全てこの競技規則に従って実施しなくてはならない。ただし、アンダージュニア(U J)以下の年齢の競技では別に規定をもうけることができる。
用語解説	T D (テクニカルデリゲート:競技委員長) 競技会を中心となって運営し、すべての責任を担う人物。	追記
	D T D (デピュティテクニカルデリゲート) 競技会においてテクニカルデリゲートの代理を務める人物。	D T D (デピュティテクニカルデリゲート) 競技会においてスーパーバイザーの代理を務める人物。
第1条 競技者の区分	削除	・演技種目は原則として10歳以上65歳未満とする。
第2条 登録の義務と適格性2 健診について(8)	(8) 女子実戦競技の健診は医事ハンドブックに掲載されたスポーツ医学ガイドラインにしたがって実施し女子申告書(別紙	(8) 女子実戦競技の健診は医事ハンドブックに掲載されたスポーツ医学ガイドラインにしたがって実施する。

	5) をスポーツエントリーズチェックで提出する。	
2 健診について (9)	削除	(9) 演技競技については上記(2)～(4)の健診の義務付けはない。
第2条4 大会出場を禁止される健康状態 (4)	(4) 前額部を覆う長髪は視野を制限し、眼球傷害を引き起こしてしまう。長髪の場合は、女子はスイミングキャップを使用し、男子成年の場合はヘアーゴムを使用して髪の毛が目に入らない様にしなくてはならない。ヘアピンなどのアクセサリは使用してはならない。	(4) 前額部を覆う長髪は視野を制限し、眼球傷害を引き起こしてしまう。長髪の場合はゴム等で適切にまとめ、目に入らない様にしなくてはならない。ヘッドガードを使用する場合はヘアネットやスイミングキャップ等をかぶってまとめた後に装着しなくてはならない。ヘアピンなどのアクセサリは使用してはならない。
第2条4 大会出場を禁止される健康状態 (5)	(5) てんかんと診断されて投薬治療中の場合は競技に参加できないが、投薬治療されていない競技者は、専門医の許可(診断書)があれば競技に参加できる。	(5) てんかんと診断されている場合は競技に参加できない。
第2条6 KO・RSC後の出場停止期間	頭部に強い打撃を受けてKOやRSCになったと判断した場合、試合後健診を担当したメディカルジュリーはそのダメージを判断して競技停止期間を選手手帳に記載し、競技停止書類(別紙6)を作成しなければならない。その後の経過等により、競技停止期間は延長されることはあっても、短縮することはできない。競技復帰に当たっては選手の安全を第一に、脳震盪段階的復帰プログラム(別紙8)に従って進めていく。	KOや頭部に強い打撃を受けてRSCになったと判断した場合、意識喪失のあるないにかかわらずリングサイドドクターはそのダメージを診断し、出場停止期間を選手手帳に記載し、競技停止書類(別紙5)を作成しなければならない。出場停止期間の短縮をすることはできない。
第2条6 KO・RSC後の出場停止期間 (4)	(4) リングサイドドクターは、頭部外傷以外の出場停止期間を診断し、競技停止書類(別紙7)を作成する。	追記

<p><b>第5条 バウトレビューリクエスト</b></p>	<p>セカンドやコーチ、チーム関係者からの競技の判決への抗議は一切許されない。ただし、競技委員長がレフリーの裁定が競技規則に違反していると確信した場合、競技委員長はバウトレビューリクエスト（別紙9）を作成し、セッション終了後までにTD（DTD）、R&amp;Jイバリュエーター（R/J評価者）を集めて確認会議を行い、判決を決定する。この会議の決定は直ちに両選手の監督に連絡をする。</p>	<p>競技の判決への抗議は一切許されない。ただし、競技委員長がレフリーの裁定が競技規則に違反していると確信した場合、競技委員長はバウトレビューリクエスト（別紙6）を作成し、セッション終了後までにTD（DTD）、R&amp;Jイバリュエーター（R/J評価者）を集めて確認会議を行い、判決を決定する。この会議の決定は直ちに両選手の監督に連絡をする。</p>
<p><b>第8条 注意・警告・失格（8）</b></p>	<p>（8）競技者やセカンドその他が、スポーツマン精神に反する故意の反則をした場合、競技責任者は日本連盟倫理・資格審査委員会に報告し、必要であれば日本連盟が制裁を与える。</p>	<p>（8）競技者がスポーツマン精神に反する故意の反則をした場合、競技責任者は日本連盟資格審査委員会に報告し、必要であれば日本連盟が制裁を与える。</p>
<p><b>第17条 リング（1）</b></p>	<p>（1）日本国内大会は、日本連盟公認リングを使用しなければならない。ただし、国際大会を行う場合は、AIBA公認リングを使用しなければならない。公認リングについては別に定める。</p>	<p>（1）日本国内大会は、AIBA公認リングを使用しなければならない。但し、2013年度前に購入した日本連盟公認のリングについてはこの限りではない。</p>
<p><b>第24条 チェストガード（3）</b></p>	<p>削除</p>	<p>（3）演技競技に於いては、チェストガード及び胸当てを使用する必要はない。</p>
<p><b>第26条 計量（2）</b></p>	<p>2）計量は連盟が任命した競技者と同性の役員が執り行う。その他の者は計量に介入できない。主催者は公式計量器と同じ予備計量器を計量会場に用意する。</p>	<p>（2）計量は連盟が任命した競技者と同性の役員が執り行う。その他の者は計量に介入できない。主催者は公式計量器と同じ予備計量器を準備し、宿泊施設にも同じ機種の計量器を準備する。</p>
<p><b>第29条 ナショナルテクニカルオフィシャル（NTO）</b></p>	<p>日本連盟主催やその他の競技会にはNTOをおく。NTOを務められるのは日本連盟がNTOとして資格を認定した者で、競技会の管理運営を行う。競技会には全体の責任者であるTD、試合を管理するDTD、レフリージャッジの指導及び管理を行</p>	<p>日本連盟主催やその他の競技会にはNTOをおく。NTOを務められるのは日本連盟がNTOとして資格を認定した者とする。競技会には全体の責任者であるTD、試合を管理するDTD、レフリージャッジの指導及び管理を行</p>

	う R/J 評価者、競技者の服装・用具を点検するエキップメントマネージャー、審判員の F O P への入退場を管理する R/J コーディネーターをおく。	う R/J 評価者、競技者の服装・用具を点検するエキップメントマネージャー、 - 23 - 審判員の F O P への入退場を管理する R/J コーディネーターをおく。
第 29 条 ナショナルテクニカルオフィシャル (NTO) (4)	(4) R/J 評価者は審判員の評価指導、審判ミーティングの資料作成と進行を行う。	(4) R/J 評価者は審判員の評価指導、審判ミーティングの進行を行う。
第 29 条 ナショナルテクニカルオフィシャル (NTO) (5)	(5) TD はレフリーの判決が不適切な場合、バウトレビューを行うことができる。しかし、ジャッジの判決はどんな場合でも覆すことはできない。チームや観客からの抗議は一切受け付けない。	(5) NTO はレフリーの判決が不適切な場合、バウトレビューを行うことができる。しかし、ジャッジの判決はどんな場合でも覆すことはできない。抗議は一切受け付けない。
第 30 条 競技者の服装 (4)	(4) 長髪の競技者において、女子はヘッドガードに髪が収まるように、スイミングキャップを使用してヘッドガードから髪が出ないようにしなければならない。成年男子の長髪選手については、ヘアーゴムを使用して髪を束ねなければならない。	(4) 長髪の競技者においてヘッドガードに髪が収まるように、ヘアーネット・ゴムバンド・ヘアーネット等を使用してヘッドガードから髪が出ないようにしなければならない。 ※スイミングキャップが望ましい。
第 31 条 キャビロン	削除	ヘッドガードを使用しない競技では、競技者はカット予防のためにキャビロンを使用することができる。
別紙、付図 4 競技会時健診用健康申告書	医事ハンドブック P40, P57～59 と差し替えました。	
別紙、付図 5 女子申告書	医事ハンドブック P40, P57～59 と差し替えました。	
付図⑨フィールドオブプレイ	競技場の大きさ等によって若干の変更は認められる。	

## 12. 審判規程 (派遣に関する規定含む) 改定について (資料 12)

林田理事：②、④については、JOC からの助言があって追記改訂した。

- ②について、全国大会のトーナメントで、日本連盟の審判をどのように選んでいるかについて、別に規程を作成した。内容は、今までの選出していた方法をそのまま規程とした。
- ④について、競技会の R/J の選出についても、A I B A スコアリングマシンによる利害関係のないように機械選出することも明記した。
- ⑤について、先ほどのバウトレビューリクエストと同じく審判規程にも追記した。

⑨について、審判委員の定年を段階的に65歳まで引き上げることを審判部で協議し、令和3年度については62歳とし、それから2年毎に1歳ずつ引き上げて令和8年度に65歳定年となるように改定した。

更新年度について、今年度は新型コロナの関係で更新の機会を得れない人も居たので救済措置を取りました。このことから、年度当初というところを、年度内に変更改定した。

その他のところで、今までは全国大会のNTOについて規定されてなく、審判部のOBの方をお願いしていたが、世代交代も考慮してA級審判員及びその経験者、国際審判員の中から適性を見て、審判部が指名することと改定した。

坂巻議長：この件に関して、反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

審判規程新旧対照表 030207

項目	改定後	改定前
2. 審判員について②	全国大会のトーナメントには日本連盟審判部から指名を受けた審判員と各ブロック審判長から推薦された審判員（ブロックあたり1名）が参加する。競技会に派遣するNTO及び審判員の指名に関する規程は別に定める。	全国大会のトーナメントには日本連盟審判部から指名を受けた審判員と各ブロック審判長から推薦された審判員（ブロックあたり1名）が参加する。
2. 審判員について④	競技会では原則として、両選手と出身母体（所属都道府県・学校等）等の利害関係がない審判員をAIBAスコアリングマシンによる機械抽選により決定する。ただし、決勝戦、準決勝戦の審判員は、R/J評価者の得点により選考する。	全国大会のトーナメントでは原則として両選手の所属都道府県以外の審判員を機械抽選により決定する。ただし、決勝戦、準決勝戦の審判員は、R/J評価者の得点により選考する。
2. 審判員について⑤	すべての競技の判決は会場で公開される。選手やコーチ、チーム関係者からの抗議は許されないが、競技委員長（TD）がレフリーの裁定が競技規則に違反していると確信した場合は、確認会議をセッション終了後までに行い判決を決定する。	すべての競技の判決は会場で公開される。
2. 審判員について⑧	日本連盟に登録しない場合は資格が失効となる。	日連登録しない場合は資格が失効となる。



2. 審判員について⑨	原則として審判員の定年については、満62歳になる年度までの活動とする。この定年年齢は令和4年度から2年に1歳引き上げ、令和8年度に満65歳とする。ただし、定年後の特例として、年度初めに都道府県連盟審判長が審査をし、都道府県連盟医事委員から心身共に健康で審判活動に支障がないとの診断を受けた場合は、所属都道府県内で許可された期間中審判員として活動することができる。	原則として審判員の定年については、日本連盟審判部の承認を受けた審判部以外の審判員は満60歳になる年度までの活動とする。ただし、定年後の特例として、年度初めに都道府県連盟審判長が審査をし、都道府県連盟医事委員から心身共に健康で審判活動に支障がないとの診断を受ければ審判員として活動することができる。
4. 受験資格B級	C級R/Jを取得し、都道府県連盟の大会で実際的な経験を積み、都道府県連盟、審判委員会から推薦を受けた日本連盟に役員登録をしている者。	C級R/Jを取得し、都道府県連盟の大会で実際的な経験を積み、都道府県連盟、審判委員会から推薦を受けた者。
9. 審判・NTO試験、講師等旅費日程規程	講師等の旅費・日当は主催連盟負担とする。また、連絡通信費及び資料作成費として10,000円を日本連盟に納入する。	講師等の旅費・日当は主催ブロック連盟負担とする。また、連絡通信費及び資料作成費として10,000円を日本連盟に納入する。
11. 更新手続き更新期限	取得年度、または更新時から4年目の年度内に更新についての手続きを行う。女性審判員で活動中に妊娠した場合は、子が3歳になる翌年度に更新期限を延長する。但し、この期間中に次の妊娠に入った場合は所属ブロック連盟審判長からの講習を受けてからの更新手続きとする。	取得年度、または更新時から4年目の役員登録時に更新についての手続きを行う。女性審判員で活動中に妊娠した場合は、子が3歳になる翌年度まで更新期限を延長する。但し、この期間中に次の妊娠に入った場合は、所属ブロック連盟審判長からの講習を受けなければ更新できないものとする。
附則	1 令和元年度までのブロックDS資格はブロックNTO資格に移行する。 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。	この規程は、令和2年度から施行する。令和元年度までのブロックDS資格はブロックNTO資格に移行する。

### 13. 公認グローブ・ヘッドガードの管理について（資料13）

林田理事：グローブなどの不透明な独占販売が問題になっていたが、きちんとルール化することで、公認グローブとヘッドギアについては審判部で管理することになった。グローブとヘッドギアの委託販売については、曾根崎審判員に進めて頂いているが、業者には日本連盟から通し番号入りのホログラムシールを購入して貰い、販売管理表を基に審判部で管理することとなった。委託販売契約書に記載される日本

連盟への公認料については、今まで通りの金額とした。

坂巻議長：この件に関して、反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

#### 14. 臨時総会招集について（資料 14）

仲間専務理事：臨時総会ですが、決議事項は、先ほど豊田事務局長から説明のあった予算案件が大きなところで、定款の変更についての案件となる。

報告事項については、

- ・令和3年度コーチ設置事業について
- ・令和2年度選抜大会について
- ・オンライン登録システムについて
- ・女子普及医委員会からの提案について
- ・日連主催の大会における公式リングの使用に関して  
となるが、女子普及医委員会からの提案については、総会で話していただいた方が良いかと思うので案件としているがどうか？

後藤理事：もう少し話がまとまってからの方が良いと思う。

仲間専務理事：報告については、女子普及医委員会からの提案を除いた4案件とする。

日時については、令和3年2月21日13時から、基本的にはオンライン参加でお願いしようと思う。

坂巻議長：この件について反対意見の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

#### その他

仲間専務理事：今回の理事会全ての規程等に関しては、内容の変更を伴わない誤字脱字等、文言の変更等については事務局に一任することを議決してもらいたい。

坂巻議長：この件に関して、反対の方は挙手をお願いします。

(反対意見なし)

篠原理事：一番最初の選抜大会のことで、決まったことに異を唱えているのではないが、昨年高体連で9月にフェンシング、10月にレスリングの選抜大会の代替大会を視察に行った。両競技とも高校生のためにと、お金も人も物も使って大会を開催していた。視察に行った私らにも丁寧に接していただき、ボクシング競技も頑張ってくださいと色々説明をいただいた。その時に、両競技団体の情熱を感じた。ですから、この選抜大会も開催できる方向に向けて臨んで欲しい。ブロックで欠場もあるが、そのブロックの中でも遠征が認められている県もある。また、同じ県の中でも遠征を認めているところと、認めないところがある。もっと出場できる幅を広げて、何とか開催できる方向の考えを持って欲しい。

現在の高校2年生にしてみれば、ここまで全国大会の機会に恵まれていない。このまま行けば、2021年度のインターハイと国体しか希望がない。

出場できるか否かは別に、目標となる大会があることに努力するのと、ないものに対して努力するのとでは大きく違ってくる。何とか生徒たちに出場できる機会とか目標を持たせられるように方向性を持って欲しい。今年度の選抜大会が中止になっても、その代替大会が出来なくはないと思う。そういうことも踏まえて、選抜大会

開催を前向きに考えて欲しい。

仲間専務理事：篠原理事から熱い言葉をいただいているが、全国大会を開催するしないは、日連側だけの考えでなく、ブロックや都道府県の考えもある。日連としては、開催する方向でブロックに投げたというのが現状である。

開催できる要件として、3ブロック以上欠場しないということを皆で決めた。

選抜大会を開催するに当たって、我々が出来ることは、赤澤先生が仰った $\mu$ 切をギリギリの3/15にするということで、それを各ブロックと都道府県に再度投げることしかできない。私自身、選手生活が高校生までしかないので、高校生の大会が大学生や社会人の大会と意味が違ふことはよくわかるが、物事を決めるに当たって、組織として決め事をしないといけない。

中村理事：篠原高体連委員長の考えと全く同じである。

1月の選考が出来なくなって、2月も非公式の選出とか色々と考えたが入試とかもある。昨日には、部活禁止とされた。緊急事態宣言の延長もあり、関東は選考が出来ないということで断腸の思いでの欠場の結論であった。

皆さんの多くは同じ思いであると思う。

仲間専務理事：今回はPCR検査を行って東北や北信越はブロック大会を実施した。そこに関しては、大きな経験となったのではないか。次のインターハイに向けてとか前に進めていると思う。フェンシングや他の競技と比べて大会期間が長いとか、コンタクトスポーツの中でも濃厚に接触するとかがあるので、他競技より難しいところがある。何かさせてあげたい気持ちは皆一緒である。否定的なことで出来ないと言っているのではない。ブロックと都道府県がどのように反応してくれるかを期待していくしかない。

坂巻議長：選抜大会の話については、議論が尽きない。ブロック、都道府県に投げかけるという方向性になっている。

内田会長：長時間お疲れ様でした。選抜大会は、出来れば開催したいと思っているが、コンタクト競技なので難しい。少しずつ努力しながら開催できる方向で考えたいと思っている。長時間になりましたが、また、総会もありますのでよろしくお願ひします。お疲れ様でした。

以上